

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27 - 関東 9 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6月17日

【会社名】 S C S K株式会社

【英訳名】 S C S K Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大澤 善雄

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲 3丁目 2番20号

【電話番号】 03 - 5166 - 2500

【事務連絡者氏名】 財務部長 小座本 昌広

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲 3丁目 2番20号

【電話番号】 03 - 5166 - 2500

【事務連絡者氏名】 財務部長 小座本 昌広

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成27年 1月30日
効力発生日	平成27年 2月 8日
有効期限	平成28年 2月 7日
発行登録番号	27 - 関東 9
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 20,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 20,000百万円
(20,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	S C S K 株式会社第 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金 1 億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.332%
利払日	毎年 6 月24日及び12月24日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成27年12月24日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月24日及び12月24日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記（（注）11 元利金の支払）記載のとおり。</p>
償還期限	平成32年 6 月24日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年 6 月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記（（注）11 元利金の支払）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成27年 6 月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成27年 6 月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために、担保提供(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位に担保権を設定する。</p> <p>2 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA(シングルA)の信用格付を平成27年6月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」

(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)

に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、三井住友信託銀行株式会社を財務代理人として、本社債の事務を委託する。

(2) 本社債にかかる発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。

(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注)6に定める方法により社債権者に公告する。

5 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日を経過しても、これを履行または

解消できないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または株主総会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本（注）6に定める方法により公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益を喪失した日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払がなされなかった場合には、当社は財務代理人に支払資金を交付後直ちにその旨を本（注）6に定める方法により公告する。

6 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4(1)を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本（注）6に定める公告に関する費用

(2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

11 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,000	1 引受人は、本社債の 全額につき、共同し て買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料 は各社債の金額100円 につき金40銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
計		10,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	48	9,952

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額全額を平成28年3月期中に返済期日が到来する借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第46期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第47期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第47期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第47期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成27年6月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日までの間において生じた変更点は以下のとおりです。変更箇所は、__野で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「対処すべき課題」

（1）事業環境の見通し

わが国の経済動向は、原油価格の下落や生産の回復などを受けた企業業績の改善とともに労働環境、所得環境の改善が進む等、緩やかな回復傾向が続いております。

これらの景況感を背景に、金融業や製造業を中心とした設備投資は継続的な回復基調にあるとみられ、各種システム開発やクラウド型ITサービス、アウトソーシングの需要拡大、金融機関や官公庁関連での各種制度対応に関わる投資等、IT投資についても引き続き緩やかな拡大基調が続くものと考えられます。

このような中、企業のIT投資ニーズは、コスト削減、効率化を主たる目的とした投資ニーズに加え、自社の競争優位を確立するための戦略的IT投資への取り組みが拡大しつつあります。加えて、クラウドサービスの浸透に伴うITシステムの「所有」から「利用」へのパラダイムシフト、グローバルベースでのシステム共通化、最適化や本社サイドのガバナンス強化といった観点でのグローバルIT投資の拡大、さらにはビッグデータの活用などにより一層多様化してきております。

これら顧客企業のニーズの多様化に適応し、顧客企業の事業戦略に対してITを通じて支援するNo.1パートナーとして、より付加価値の高いサービスを、満足いただける品質で提供し続けられるかどうか、ITサービス業界での競争優位性を決定付ける最大の要因と捉えております。今までITサービスの中心であった、受託型や労働集約型に代表される従来型のビジネスモデルからの構造変化をとらえて、自社の提供するサービスや商品を迅速に強化していく全社的、戦略的な取り組みが求められております。

（2）中期的な経営課題/経営戦略

このような環境の中、当社は、顧客企業のさまざまなビジネス上の課題を解決すべく、顧客企業のニーズを的確に捉え、最適なサービスを提供すること、また、ITを通して新たな価値を生み出すことで持続的な成長を目指しております。

当社は平成23年10月に㈱CSKと合併し、SCSK(株)として平成27年3月期までの、3か年の中期経営計画を掲げて新たなスタートを切りました。以降、基本戦略である「クロスセルの推進」、「グローバル関連ビジネスの拡大」、「クラウド関連ビジネスの拡充」の推進を通じた事業基盤の強化、拡充を行うとともに、組織や機能の融合、統合を積極的に推し進め、事業や業務の効率化にも取り組んできた結果、中期経営計画における経営目標を達成し、経営基盤を強化することができました。

新たな中期経営計画においては、本計画期間を当社が業界トップクラスの企業へ向かう第2ステージと位置付け、合併以降築き上げた高い収益性を成長の基盤として、ダイナミックな成長戦略を策定、実行してまいります。

また、中期的成長に向けた基本戦略として、「サービス提供型ビジネスへのシフト」、「時代の変化を捉えた戦略的事業の推進」、「グローバル展開第2ステージ」、の3つを定めるとともに、経営基盤のさらなる強化に向けて、システム開発における業務クオリティの向上や、ワークスタイルの改革を通じた業務効率向上をはじめとする戦略としていきます。

今後、これらの戦略について、具体的施策をもって着実に推進してまいります。

サービス提供型ビジネスへのシフト

ITサービス市場は、顧客ニーズの多様化や、システムの「所有」から「利用」へのパラダイムシフトなどを受けて、構造的な変化、すなわち、受託開発や労働集約型に代表される従来型のビジネスモデルから、サービス提供型のビジネスモデルへの変化が起こりつつあります。当社では、この構造変化を積極的な成長機会と捉え、サービス提供型ビジネスの拡大に向けた戦略的な取り組みを他社に先駆けて強力に推進します。蓄積した知的財産をベースに、SCSKなら

ではのオリジナリティのある高付加価値サービスを創出し、顧客に長期間に渡り提供していくことで、競争力を高めてまいります。

具体的には、例えば、小売業や調剤薬局など流通業界の顧客向けに展開中の各種SaaS型アプリケーション、従量型ITインフラ提供サービスのUSiZE(ユーサイズ)、コンタクトセンターをはじめとする各種BPOサービスなど、既存のサービス提供型ビジネスの拡大を図るとともに、システム開発、インフラ、BPOを組み合わせた新たなサービスによる付加価値向上にも取り組んでまいります。

これらの取り組みを推進すべく、平成27年4月より、組織体制を顧客業種別(製造業、通信業、流通業、金融業)にシステム開発、インフラ構築、システム運用を一気通貫で提供できる体制を整え、高付加価値サービスの創出、顧客との長期安定的な関係を通じたビジネス拡大を図ってまいります。

時代の変化を捉えた戦略的事業の推進

当社が有する人的資源、技術的要素、或いは実績や培ったノウハウを活用することで、当社が強みを発揮できる領域や成長産業に対して、その将来性や成長性を見極めながら、経営リソースを重点配分し、戦略的事業として拡大に取り組んでまいります。

例えば、自動車業界向け車載システム領域については、自動車一台に必要とされるソフト開発は大量かつ高度なものとなり、かつ世界標準規格への準拠の流れが急速に進展しております。

そういった中、当社は世界標準規格に対応するBSWと言われる、車載ソフト開発におけるOS・ミドルウェアのトップベンダー・プロバイダーを目指し、要員体制を大幅に拡大するとともに、研究開発及び事業推進のために事業投資を積極的に推進してまいります。

また、大手金融機関向けグローバル領域についても、大手金融機関の中長期戦略やシステム投資の活発化を背景に、グローバル領域でのオペレーション強化、リソース戦略の推進などを通じ、戦略的に事業拡大を図ってまいります。

グローバル展開第2ステージ

当社は、顧客企業の海外進出に伴うIT需要、すなわち、日本企業が、企業活動の場を国内中心としつつも海外に拡大していくという中で発生するITサービス需要の全てを「グレータージャパニーズマーケット」と定義しております。

当社は、これまで、住友商事グループをはじめ、多くの顧客企業のグローバル展開をIT面で支援してきた実績やノウハウを活かし、「グレータージャパニーズマーケット」に対し、日本流の高い品質基準で支援していくことをグローバル戦略として掲げ、売上高に占めるグローバルビジネスの比率を高めてまいりました。

新たな中期経営計画においては、このグローバル戦略を一層推し進めてまいります。これまでの取り組みに加え、車載システム事業や、大手金融機関向け事業など中期経営計画の基本戦略に掲げる「戦略的事業」を注力分野とし、この領域における海外現地向け体制を強化することで、グローバルビジネスのさらなる拡大に取り組んでまいります。

これら基本戦略の遂行と同時に、一層の経営基盤強化に向け、全社開発標準の推進やプロジェクトマネジメント力の強化を通じた業務クオリティの向上、オフィスの効率化や業務プロセスの改革による業務効率の向上といった施策に取り組んでまいります。

この他にも当社グループ全体の内部統制、リスク管理、コンプライアンス、セキュリティ管理をはじめとする社内管理体制の整備を継続して実施してまいります。

当社は、平成25年度から「スマートワーク・チャレンジ20」と銘打ち、社員が健康でやりがいをもって働くことで、生産性の高い創造性豊かな仕事をし、お客様や社会に高い付加価値を提供することを目的に、残業時間の低減と有給休暇の取得促進を中心とした働き方改革への取り組みを進めてまいりました。

加えて、ライフステージに合った働き方を進めるための裁量労働制、フレックスタイム制、在宅勤務制度や、育児・介護施策の充実、65歳完全雇用制度の導入を進めるとともに、有給休暇100%取得を目指し、有給休暇を全て取得した後に、病気や事故などの予期せぬ事態が生じた場合に取得可能なバックアップ休暇の導入や、年次有給休暇の計画的付与などを積極的に推進し、またこれら各種制度や施策に関して、組織や社員個人の達成度合い、すなわち働き方の改善度合いに応じて社員への還元を行う仕組みなどを導入し、成果を上げています。

また、女性人材の積極的活用も推進しており、キャリア支援プログラムを整備し、展開しております。平成30年には女性役員及びライン管理職を100人にする目標を設定し、各世代の女性社員の育成課題に応じた研修の実施等キャリア開発支援にも取り組んでいます。

これらの取り組みに対して、日本経済新聞社が実施した平成26年の「人を活かす会社」調査での総合ランキング1位

をはじめ、公益社団法人企業情報化協会主催「IT賞」における「IT総合賞」、経済産業省主催平成25年度「ダイバーシティ経営企業100選」や、経済産業省と東京証券取引所が共同で選定している平成26年度「健康経営銘柄」及び平成26年度「なでしこ銘柄」に選ばれるなど、各方面から評価をいただいております。

平成27年度からは、さらに働き方の改革を推進、定着させ、社員の「健康」を一層増進するために、社員一人ひとりが、残業手当を意識することなく、より一層、効率的で健康的な働き方を追求してもらうことを狙いとする人事制度の変更と、社員一人ひとりの健康維持や向上に必要な生活習慣の実践状況と、定期健康診断結果及びその改善状況をポイント化する新たな健康増進施策を導入しております。

当社は、これらの「働きやすい、やりがいのある会社」としての環境整備が社員のやる気を引き出し、それが好業績を生み、全てのステークホルダーに利益還元される好循環サイクルを生み出すとの考えに基づき、ワークライフバランス、ダイバーシティ、健康管理、人材育成の4つの観点において、制度や仕組みの整備を一層推進してまいります。

そして、これらの取り組みを通じて、経営理念である「夢ある未来を、共に創る」の実現を目指してまいります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

S C S K株式会社 本店

(東京都江東区豊洲3丁目2番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。